

ビデオカメラレンタルサービス申込み書

受付番号

お客様ご記入欄 ※ご記入頂いた個人情報は、当社個人情報保護方針に従い、本サービスを目的とする他一切使用致しません。			
お名前		住所	〒
電話番号		E-Mail	
レンタル期間	本サービスお申込み日から 14 日間（左記期間内必着で LIVEDATA にご返却下さい）。		

[ビデオカメラレンタルサービス利用規約]

- 本サービスは、株式会社LIVEDATA(以下、LIVEDATAといたします)が、本サービスご利用の申込みをしたお客様に対し、本申込書に記載する品目・数量の物品（以下「レンタル物件」といいます）をレンタルするサービスです。
- LIVEDATAは、本申込書に記載する期間(以下「レンタル期間」といいます)レンタル物件をお客様にレンタルします。
- レンタル物件の引渡しについては、以下の各号の通りとします。
 - LIVEDATAは、本申込書記載の引渡場所及び引渡方法で、レンタル物件の引渡しを行います。
 - LIVEDATAは、レンタル物件の引き渡し前に動作確認を行い、引渡し時の現状でレンタル物件を引き渡すものとします。
 - お客様は、レンタル物件の輸送や運搬による引き渡し後の状態変化によりレンタル物件の使用に支障が出る場合は、お客様の費用負担で他のレンタル物件の引き渡しをけることができます。但し、他のレンタル物件の在庫がない場合や使用期日に間に合わない場合など、お客様のご要望にお応えできない場合があります。
- レンタル物件の返却については、以下の各号の通りとします。
 - お客様は、本申込書記載の返却場所及び返却方法で、契約期間の終了日までにLIVEDATAにレンタル物件を返却します。
 - レンタル物件を返却する場合、お客様は、レンタル物件に記録したデータの消去、バッテリーの充電などレンタル物件を受領した時の状態に戻した上でLIVEDATAに返却するものとします。
 - LIVEDATAは、レンタル物件に保存されたデータに関し、消去や上書きによるデータ消失、保存データの残存による情報漏洩等によりお客様や第三者に損害が発生した場合でも、いかなる責も負いません。
- レンタル物件の引渡および返却に関する費用負担は、以下の各号の通りとします。
 - レンタル物件を郵送で引き渡す場合の輸送費用は、LIVEDATAの負担とします。
 - レンタル物件を郵送で返却する場合の輸送費用は、お客様のご負担とします。
 - レンタル物件が正常に作動しないなどの理由により他のレンタル物件の引き渡しを希望する場合の全ての輸送費用は、お客様のご負担とします。
- LIVEDATAは、レンタル物件が正常な性能を備えていることや、使用目的への適合性について如何なる保証も行いません。
- レンタル期間中、レンタル物件が正常に動作しない場合であっても、LIVEDATAはレンタル物件の修補は行いません。
- お客様は、善良なる管理者の注意を以てレンタル物件を使用・管理し、レンタル物件の使用・管理に要する消耗品その他の費用はお客様のご負担とします。
- お客様は、レンタル物件の使用に関し、以下の行為を行うことを禁止します。
 - レンタル物件をその本来の目的以外で使用する
 - レンタル物件を第三者に譲渡・転貸し又は質権・抵当権・譲渡担保権その他の権利を新たに設定すること
 - レンタル物件を分解、修理、改造、調整その他納品時と異なる仕様に変更すること
 - レンタル物件に貼付又は調整されたLIVEDATAの標識や製造番号その他LIVEDATAの所有権を明示する資料を除去、汚損又は破壊する等、レンタル物件の所有権の帰属を不明にする一切の行為
 - ソフトウェアの複製(インストールを含む)、変更、改修、再使用権の設定その他所有権者及び著作権者の権利を侵害する一切の行為
 - その他本規約に反する一切の行為
- お客様は、自己の責に帰すべき事由によりレンタル物件を毀損・滅失し又はLIVEDATAの権利を侵害したときは、LIVEDATAに対してその損害を賠償する責を負います。
- LIVEDATAは、以下の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。
 - お客様が本サービス利用の前提となるデータ復旧サービスをキャンセルした場合
 - 手形、小切手が不渡りとなり手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合
 - 差押、仮差押、仮処分または競売の申立があった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、または保全差押を受けた場合
 - 民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは破産その他倒産手続開始の申立があった場合
 - 合併、解散、清算又は事業の全部若しくはその重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
 - 天災等の不可抗力により本業務の遂行が不可能となった場合
 - 重大な過失による違反行為、または背信行為があった場合、その他本契約に違反する行為があった場合
- 本契約が解除された場合には、お客様は、直ちにレンタル物件を原状に復してLIVEDATAの所在地においてこれを返還しなければならないものとします。
- 本契約が解除された場合であっても、本規約第10条、第15条乃至第19条の規定に関しては、引き続きその効力を有するものとする。
- 地震、水難、火災、疫病その他の天災、戦争、内乱その他LIVEDATAの責に帰すべからざる事由により本サービスの履行が滞り又は不能となった場合、LIVEDATAはいかなる責も負いません。
- LIVEDATAは、レンタル物件の使用に関してお客様に発生した損害について、いかなる責も負わないものとします。
- お客様は、本契約に基づく権利、地位を第三者に譲渡することはできません。
- お客様の責に帰すべき事由によりレンタル物件を毀損・滅失させ又はLIVEDATAの権利を侵害し損害を発生させた場合には、お客様はその損害を賠償するものとします。
- 本契約に定める他、当事者双方の合意により別途書面により特約事項を設けた場合には、当該特約事項は本契約を補充し修正するものとします。
- 本契約の内容に疑義が生じた場合において、双方協議の場を設けても紛争の解決に至らない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争の解決を図るものとします。

以上

お客様同意確認	
私は、本サービス利用規約を含む本申請書のすべての内容に同意の上、本サービスに申込みます。	
申込み日：	年 月 日 ご署名： _____